仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】暫定計画骨子案

計画の目的と位置付け

- ① 東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から、原子力発電所に事故が発生した場合には広域に影響が及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する仙台市民等の安全・安心を確保することを目的とする。
- ② 本計画は、本市独自で検討可能な事項について先行して策定する計画であり、国や宮城県の防災計画等の見直しが完了し、本市の地域防災計画(原子力災害対策編)が策定されるまでの暫定計画として位置づける。
- ③ 本計画に定めのない事項については、地域防災計画(共通編, 地震・津波災害対策編, 風水害等災害対策編)によるものとする。

計画の管理

- ① 平時より調査研究や教育・訓練等の結果を踏まえて計画見直しを実施するものとする。(PDCA プロセス: Plan-DO-Check-Action)
- ② 国、宮城県等の指針や計画の見直しを踏まえて必要な修正を実施するものとする。

仙台市の概況と災害想定

① 人口等

- 本市の居住人口は約 106.2 万人, うち 20 歳未満が 18.1%, 20~40 歳未満が 46.5%, 65 歳以上が 19.4%, 女川原発から 50km 圏内の市内の居住人口は約 6.6 万人, 外国人居住者は約1万人
- 昼夜間人口比率は 107.7%, 周辺市町村から通勤や通学などで集中
- 観光客は年間約 2000 万人
- 女川原発から 30km 圏内人口が避難する場合に、避難者数は約 22 万人となり、 本市への避難者も多数に上ることが想定

② 災害想定

- 福島の原発事故では汚染範囲が広域に及んだことから、本市においては、女川 原発だけでなく、福島、東海、柏崎刈羽等の原発も考慮
- 本市の市民が至急の避難を必要とする可能性は高くはないが、屋内退避や安定 ヨウ素剤の予防服用が必要となる可能性あり(国の試算による)。そのため、市民 等は自宅等に退避し、災害情報に注意して対応することが必要。また、事故の規 模や気象条件に応じて計画的な広域避難や除染が必要となる可能性あり。
- 避難等の防護対策実施時の混乱(渋滞,事故等)や風評被害などの社会的混乱 (放射性物質の影響が少ない場合でも)が生じる可能性あり。
- 発電所周辺における気象条件等(風向, 風速, 降水量, 大気安定度, 気圧配置, 地形等)と本市域における気象条件等を考慮する必要があるが, データからは若干の傾向が見られるものの, 年毎の変動も大きい。そのため, 女川及び仙台周辺の過去の気象データを踏まえつつ、災害発生時の気象情報をすみやかに入手し, 対策等に向けた判断を行う必要あり。
- ・ 地震や津波等との複合災害の可能性や武力攻撃・テロの可能性を考慮。

計画の基本方針

(1) 計画の対象者について

【方針 1】

仙台市民はもとより、通勤、通学、業務、買物、 <u>旅行・</u>観光など様々な目的で来仙している来訪者、 他市町村からの避難者の安全・安心を確保する

(2) 計画の優先事項について

【方針 2】

大気中の放射性物質や空間線量率の上昇への対策,飲料水、食料品の安全性の確保のための対策 およびこれらの対策のための準備等、市民等の健康に直結する対策を優先的に整備する

【方針 3】

大規模な災害時にも必要な情報収集を確実に実施するため、国、宮城県、電力事業者、放送事業者等との災害に強い多重化された連絡体制を構築し、市民等の多様な対象者に対して迅速・確実な情報伝達を実現する

(3) 対応体制について

【方針 4】

対応の判断基準となる空間放射線量等の基準値, 規制値は国等の定めるものによる(追加被ばく放射線量 1 mSv/年, 0. 23 μ Sv/h など)

【方針 5】

原子力災害対策は、重大なトラブル、特定事象、 原子力緊急事態宣言発出の3つの事象レベルに応 じて必要な体制構築と各種対策を講じる

【方針 6】

緊急時に迅速,適切に対処できるように,平常時から必要な準備・対策を講じる

(4) 想定事象について

【方針 7】

本市に最も近い東北電力女川原子力発電所の事故 を想定しつつ、その他原子力施設の事故により影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるよう に対策を講じる

【方針8】

想定する事故は、原発の単体事故、自然災害との複合事故、テロ・武力攻撃による事故とする

本市の活動体制

レベル	基本的対応体制	災害事象
レベル1)	警戒体制	東北電力が、女川原子力発電所で発生したトラブルで安全レベルが
重大なトラブル	(危機管理室及び関係	低下した場合、あるいはその可能性があると判断した事象(本市は宮
【危機管理レベル1に対応】	局等による警戒体制)	城県や東北電力等から連絡を受けることを想定)
レベル2)	危機警戒本部	東北電力が原災法第 10 条第 1 項の規定により通報を義務付けられ
特定事象	(本部長:危機管理監)	ている事象(本市は宮城県や東北電力等から連絡を受けることを想
【危機管理レベル2に対応】		定)、又は各種モニタリングの結果、基準値を超える値が確認された
		場合などにより、本市が独自に特定事象に相当すると判断した事象
レベル3)	危機対策本部	女川発電所の状況や放射線量の情報等により,原災法第 15 条の事
原子力緊急事態宣言発出	(本部長:市長)	象に該当したと国が判断し、内閣総理大臣が発出した場合、又は各
【危機管理レベル3に対応】		種モニタリングの結果などにより,本市が独自に判断した事象

応 急 対 策

原子力災害対策 ~ 9つの分野の施策パッケージ。

(1) 情報収集•連絡体制

ア情報収集体制の整備と運用

災害に強い多重化された情報収集体制を構築するため、多主体からの事故関連情報等の収集が可能となる 体制を整備(宮城県、東北電力、気象台、東北大等放射能関連機関等)

イ 専門機関からの助言

災害想定や本市が取るべき対策等に関して助言を得るため,原子力工学,気象などの専門家との情報連絡体制を整備(東北大学等の学術研究機関や気象台など)

ウ 災害に強い多重化された通信手段・経路の整備

防災行政用無線、庁舎間通信ネットワーク等多様な通信手段の整備を検討

エ 復旧時の情報収集

各種復旧対策の判断等に必要な情報項目と収集方法を検討(空間放射線モニタリング結果, 放射性物資モニタリング結果)

(2) 市からの情報発信

ア 市民等への的確な情報伝達体制の整備と運用

災害に強い通信手段の多重化、災害時要援護者等への情報伝達体制の整備を検討

NET OF CERTIFICATION OF THE PROPERTY OF THE PR			
対象	通信方法		
市民	ヘリコプター,消防車両及び広報車による巡回広報,TV・ラジオ等への放送要請、杜の都防災 Web・メ		
旅行者等来訪者	ール、携帯電話会社による緊急速報メール、街頭情報板活用、観光施設・宿泊施設での情報提供等		
児童·生徒	学校、幼稚園、保育所、児童館等への即時連絡体制		
要援護者, 妊産	災害時要援護者避難支援プラン等に基づく支援(地域団体等協力, 社会福祉施設への連絡体制など)		
婦·乳幼児			
外国人	災害多言語支援センターによる情報提供体制		

イ 市民等からの問い合わせへの対応体制の整備と運用

市民相談窓口の開設計画を策定

(3) 環境モニタリング

ア 市の環境モニタリング体制の整備と運用

空間放射線を平時より自動で測定する体制を検討

また、本市の市有施設における空間放射線及び、飲食物等の放射性物質の随時 モニタリング体制を整備し、平時から測定。測定頻度は、国の緊急時モニタリングに 関する指針を踏まえて、検討(原子力災害の事象進展に応じて、平常時から、緊急 時・復旧時に緊急性が高くなるに従って高くなるように設定)

イ 環境モニタリングの実施と結果の報告

平時, 緊急時, 復旧時の市危機対策本部等への結果を伝達 また, 住民等への情報発信を行う

(4) 避難・避難受入れ

※国、宮城県と調整を図りながら検討

ア 市民・来訪者の避難計画の整備と運用

国の指針の検討結果を踏まえ,市民と来訪者を対象とした避難計画(屋内退避,コンクリート屋内退避,市域内避難,広域避難)を検討。 基準値は国の指針の発出・改定に応じて修正。対応施設は放射能防護のための条件,耐震性等を考慮して選定。

イ 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備と運用

要援護者や妊産婦・乳幼児について、災害時要援護者避難支援プラン等に基づき、地域団体等の協力のもとで実施する避難誘導・移送体制を検討児童・生徒は通学・通園時には学校等において屋内退避。自宅滞在時には市民・来訪者の避難計画に基づき退避

ウ 他市町からの避難の受入れ体制の整備

宮城県及び原発周辺市町からの要請に基づき協議し、他市町からの避難者支援計画を策定また、国の指針を踏まえ、他市町からの避難者の収容可能施設リストを整備

工 復旧対策

災害地域住民等に係る記録や影響被害状況調査について検討

(5) 被ばく対策 ※県内全域での連携。国の指針を踏まえ、宮城県と調整を図りながら検討

ア 退避施設・避難受入れ施設等におけるスクリーニング等の被ばく対策の検討

退避施設や避難受入れ施設において実施するスクリーニングとその結果に基づく被ばく対策を検討

イ 安定ヨウ素剤の配備の検討

安定ヨウ素剤の配備について検討

ウ 医療機関における検査・被ばく医療体制の検討

市民等及び他県や他市町村からの避難者を対象として医療体制を検討

エ 汚染状況に応じた健康調査の検討

汚染状況に応じて緊急時,復旧時に実施する健康調査の調査内容等を検討

(6) 飲食物の安全確保・風評被害対策

※国、宮城県と調整を図りながら検討

ア 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備と運用

飲食物等の放射性物質の随時モニタリングの結果に対応して実施する,飲食物や水道水の採取・出荷制限,摂取制限,学校・保育所等の給食対策,農林水産品の使用制限,作付け制限の体制を整備

イ 風評被害対策の整備と運用

市内産農林産品の売上や観光客減少への波及を防止するため、流通の監視やモニタリング結果を迅速に公表する仕組みを整備

(7) 除染

ア 除染マニュアルの整備と運用

国の除染に関する指針等を踏まえ、除染方法や汚染土壌等処理に関する除染マニュアルを作成

イ 除染体制の整備と運用

復旧段階において速やかに除染活動を実施できるように、除染マニュアルに基づき、除染及び汚染土壌等処理を実施する体制等を整備(他公的機関との連携体制についても含む)

(8) 資材調達・備蓄・ロジスティックス

ア 安定ヨウ素剤の調達・備蓄の検討

安定ヨウ素剤の配備に関する検討結果を踏まえ、安定ヨウ素剤の調達・備蓄 について検討

イ スクリーニング用機材の配備の検討

スクリーニング用機材配備について検討

ウ 防護・除染対策実施用備品の配備、汚染物等処分に関する検討

防護・除染対策実施用備品配備について検討

また、国等の方針・計画等を踏まえた汚染物等処分等を検討

エ 防災関係者の安全確保のための資機材等の整備の検討 防災関係者用資機材等整備について検討

オ ボランティア・義援物資等の受入れ体制の検討

防護対策等原子力災害対策関連の民間支援受入れ体制を検討

カ 資材・人材輸送計画の検討

緊急時における資材及び人材の輸送計画を検討

▋(9) 知識普及・啓発, 防災訓練

ア 住民等に対する知識普及・啓発

原子力災害時の市民等の混乱を防止するため、知識の普及、啓発に関する計画を策定(市民向けパンフレット、児童・生徒向け教材、市 HP 等の活用)

イ 防護・除染等対策要員の育成

防護・除染等の対策要員の育成計画を策定

ウ 情報伝達・防災対策の実践的訓練の計画と実施

計画をより実効性あるものとするため、原子力災害に関する防災訓練について計画を策定。防災訓練は宮城県や他市町村と連携して実施することも検討

目 次 構 成 案

第 1 章 総 則

第1節 計画の目的と位置付け

第2節 計画の基本方針

第3節 計画の管理

第4節 計画の構成

第5節 仙台市の概況と災害想定

第6節 各主体の役割

第7節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱

第8節 本市の活動体制

第2章 原子力災害対策 ~ 9つの分野の施策パッケージ

第1節 情報収集と連絡体制

1 平時の備え

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 活動に必要な情報の分析整理
- (3) 災害に強い多重化された通信手段・経路の整備

2 応急対策

- (1) 事故発生情報等の通報連絡
- (2) 参集連絡
- (3) 情報収集体制

3 復旧対策

(1) 情報収集の継続

第2節 市からの情報発信

1 平時の備え

- (1) 市民等への的確な情報伝達体制の整備
- (2) 関係機関への情報伝達体制の整備
- (3) 情報項目の整理
- (4) 市民等からの問い合わせへの対応体制の整備

2 応急対策

- (1) 市民等への的確な情報伝達
- (2) 関係機関への情報伝達
- (3) 市民等からの問い合わせへの対応

3 復旧対策

- (1) 市民等への的確な情報伝達
- (2) 関係機関への情報伝達
- (3) 市民等からの問い合わせへの対応

第3節 環境モニタリング

1 平時の備え

- (1) 市のモニタリング体制の整備
- (2) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備
- (3) 環境モニタリングの実施と結果の報告

2 応急対策

(1) 緊急時モニタリングの実施と結果の報告

3 復旧対策

(1) 環境モニタリングの実施と結果の報告

第4節 避難・避難受入れ 1 平時の備え

- (1) 市民・来訪者の避難収容活動体制の整備
- (2) 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備
- (3) 他市町村からの避難の受入れ体制の整備
- (4) 避難所・避難方法等の周知

2 応急対策

- (1) 屋内退避、避難収容等の防護対策
- (2) 他市町村からの避難の受入れ
- (3) 市域を超えた避難
- (4) 市民等への物資の供給活動
- (5) 原子力災害後対策実施区域における避難区域等の設定

3 復旧対策

- (1) 災害地域住民等に係る記録の作成
- (2) 影響被害状況調査の実施
- (3) 避難区域等の解除
- (4) 他市町村からの避難者への支援

第5節 被ばく対策

1 平時の備え

- (1) 避難所・受け入れ施設におけるスクリーニング等被ばく対策の検討
- (2) 安定ヨウ素剤の配備の検討
- (3) 医療機関における検査・被ばく医療体制の検討
- (4) 汚染状況に応じた健康調査の検討

2 応急対策 ※平時の備えの検討結果を踏まえた対策

- (1) 安定ヨウ素剤の服用
- (2) 避難所・受け入れ施設におけるスクリーニング等被ばく対策
- (3) 医療機関における検査・被ばく医療
- (4) 汚染状況に応じた健康調査

3 復旧対策 ※平時の備えの検討結果を踏まえた対策

(1) 汚染状況に応じた健康調査の継続

第6節 飲食物の安全確保・風評被害対策

1 平時の備え

(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制の整備

2 応急対策

- (1) 飲食物の摂取制限
- (2) 農林水産物の作付制限、採取及び出荷制限

3 復旧対策

- (1) 各種制限措置等の解除
- (2) 風評被害への対応

第7節 除染

1 平時の備え

(1) 除染体制の整備

2 応急対策

(1) 除染対応

3 復旧対策

(1) 除染対応の継続

第8節 資材調達・備蓄・ロジスティックス

- 1 安定ヨウ素剤の備蓄・調達の検討
- 2 スクリーニング用機材の配備の検討
- 3 防護・除染対策実施用備品の配備、汚染物等処分の検討
- 4 防災関係者の安全確保のための資機材等の整備の検討
- 5 ボランティア・義援物資等の受入れ体制の検討
- 6 資材・人材輸送計画の検討

第9節 知識普及·啓発、防災訓練

- 1 市民等に対する知識普及・啓発
- 2 防護・除染等対策要員の育成
- 3 情報伝達・防災対策の実践的訓練の計画と実施

附属資料

用語集

その他